



PICK UP

知らない!と損する!? お金や税金ニュース

2025年11月11日

【健康保険証】12月2日以降は原則廃止！入退社時の注意点を確認

政府は健康保険証の原則廃止を進めており、従来の健康保険証の発行は2024年12月2日をもって既に終了しています。

さらに2025年12月2日以降は従来の健康保険証の利用も廃止され、マイナ保険証への移行が加速します。これらの変更により、従業員の入退社手続きを行う企業側にとってもフローの見直しが求められます。

2024年(令和6年)
12月2日

2025年(令和7年)
12月2日



マイナ保険証



従来の保険証

マイナ保険証に一本化

原則廃止

経過措置として発行済みの
保険証は使用可能



完全廃止

12月2日以降は「マイナ保険証」or「資格確認書」

2025年12月2日以降、従来の健康保険証は原則使用できなくなるため、以下のいずれかを利用して医療機関を受診することになります。

- マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカードです。マイナ保険証を利用することで、医療機関での受付がスムーズになるほか、高額療養費制度の手続きが簡略化され、事前申請が不要になるなどのメリットがあります。

- 資格確認書

マイナ保険証を持っていない場合でも、資格確認書を医療機関へ提示することで、保険診療を受けることが可能です。ただし、資格確認書の有効期限は最大5年のため、注意しましょう。

入退社時における手続きの変更点

- 入社時

2024年12月2日に健康保険証の新規発行が終了したことで、資格取得届に「資格確認書発行要否」の項目が追加されました。新入社員にマイナ保険証の利用登録の有無をヒアリングし、資格確認書の要否を確認しましょう。

- 退社時

2025年12月2日以降に退社する従業員や被扶養者の健康保険証については、会社が回収・返納する必要はないため、各自で処分するよう従業員に案内してください。

健康保険証の廃止に伴い、企業は手続きの変更点を正確に理解することが求められます。

人事担当者や従業員への周知も徹底することで、スムーズな対応を目指しましょう。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

税理士法人プロネットNext

福岡県福岡市博多区東比恵2-7-14

TEL:092-474-7838